

岩手県告示第613号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨胆沢平野土地改良区理事長から次のとおり通知があった。

平成22年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 奥州市胆沢区南都田字荻ノ窪地域
- （2） 公共測量を実施する期間 平成22年6月21日から同年11月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（荻ノ窪地区地形図作成）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 奥州市水沢区黒石町字内堀地域
- （2） 公共測量を実施する期間 平成22年6月21日から同年9月30日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（内堀地区地形図作成）